1／2ページ大	国内	1,995	2,835	3,675	4,515	5,355	6,195	7,035	7,875
	国外	1,900	2,700	3,500	4,300	5,100	5,900	6,700	7,500
1／4ページ大以内	国内	1,155	1,680	2,205	2,730	3,150	3,675	4,200	4,725
	国外	1,100	1,600	2,100	2,600	3,000	3,500	4,000	4,500

大きさ ＼ 発行部数		8万部以上9万部未満	9万部以上10万部未満	10万部以上15万部未満	15万部以上20万部未満	20万部以上25万部未満	25万部以上30万部未満	30万部以上35万部未満	35万部以上40万部未満
1ページ大	国内	17,325	19,005	24,570	34,650	44,730	54,810	64,890	74,970
	国外	16,500	18,100	23,400	33,000	42,600	52,200	61,800	71,400
1／2ページ大	国内	8,715	9,555	12,285	17,325	22,365	27,405	32,445	37,485
	国外	8,300	9,100	11,700	16,500	21,300	26,100	30,900	35,700
1／4ページ大以内	国内	5,250	5,670	7,350	10,395	13,440	16,485	19,425	22,470
	国外	5,000	5,400	7,000	9,900	12,800	15,700	18,500	21,400

大きさ ＼ 発行部数		40万部以上45万部未満	45万部以上50万部未満	50万部以上55万部未満	55万部以上60万部未満	60万部以上65万部未満	65万部以上70万部未満	70万部以上75万部未満	75万部以上80万部未満
1ページ大	国内	85,050	95,130	105,210	115,290	125,370	135,450	145,530	155,610
	国外	81,000	90,600	100,200	109,800	119,400	129,000	138,600	148,200
1／2ページ大	国内	42,525	47,565	52,605	57,645	62,685	67,725	72,765	77,805
	国外	40,500	45,300	50,100	54,900	59,700	64,500	69,300	74,100
1／4ページ大以内	国内	25,515	28,560	31,605	34,545	37,590	40,635	43,680	46,725
	国外	24,300	27,200	30,100	32,900	35,800	38,700	41,600	44,500

大きさ ＼ 発行部数		80万部以上85万部未満	85万部以上90万部未満	90万部以上95万部未満	95万部以上100万部未満	100万部以上
1ページ大	国内	165,690	175,770	185,850	195,930	195,930円に100万部以上５万部までを超えるごとに10,080円を加算して得た額
	国外	157,800	167,400	177,000	186,600	186,600円に100万部以上５万部までを超えるごとに9,600円を加算して得た額
1／2ページ大	国内	82,845	87,885	92,925	97,965	97,965円に100万部以上５万部までを超えるごとに5,040円を加算して得た額
	国外	78,900	83,700	88,500	93,300	93,300円に100万部以上５万部までを超えるごとに4,800円を加算して得た額
1／4ページ大以内	国内	49,665	52,710	55,755	58,800	58,800円に100万部以上５万部までを超えるごとに3,045円を加算して得た額
	国外	47,300	50,200	53,100	56,000	56,000円に100万部以上５万部までを超えるごとに2,900円を加算して得た額

備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

2　「１ページ大」とは、一の著作物を２分の１ページを超え、１ページ以内の大きさで掲載する場合をいい、「２分の１ページ大」とは、一の著作物を４分の１ページを超え、２分の１ページ以内の大きさで掲載する場合をいい、「４分の１ページ大以内」とは、一の著作物を４分の１ページ以内の大きさで掲載する場合をいう。

3　写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科書等に掲載するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

4　同一の著作物を教科用図書及び当該教科用図書に係る教師用指導書に併せて掲載する場合には、一の教科書等に掲載するものとみなし、その補償金の額は、それぞれの発行部数を合算した部数をその発行部数として、この表に掲げる額によるものとする。

Ⅳ　その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科書等に掲載する場合の補償金の額は、通常の使用料の額に相当する額又は通常の使用料の額に相当する額の範囲内において当該著作物を教科書等に掲載する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。

○文化庁告示第十二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条の二第二項の規定に基づき、平成二十一年度使用教科用拡大図書複製補償金額を次のとおり定めたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年三月三日　　文化庁長官　玉井日出夫

平成21年度使用教科用拡大図書複製補償金額

Ⅰ　言語の著作物

教科用図書に掲載された言語の著作物を著作権法第33条の２第２項の教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小・中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の種類に応じ、以下の表のとおりとする。

（単位円）小・中学校用

種　類		補償金の額
第一種	国内	7,140
	国外	6,800
第二種	国内	4,725
	国外	4,500
第三種	国内	2,835
	国外	2,700
第四種	国内	630
	国外	600

（単位円）高等学校用

種　類		補償金の額
第一種	国内	7,350
	国外	7,000
第二種	国内	4,935
	国外	4,700
第三種	国内	2,940
	国外	2,800
第四種	国内	735
	国外	700